



### 第3 避難の一般的基準

避難の勧告又は指示は、原則として次のような状態になったとき発せられるものとする。

- 1 河川、ため池の水位が警戒水位を突破し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
- 2 洪水、地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
- 3 爆発のおそれがあるとき。
- 4 火災が拡大するおそれがあるとき。
- 5 その他、市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

### 第4 避難準備の指示

市長は、気象情報等によって、過去の災害発生例、地形等から判断して、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告・指示を行うことが予想される場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を広報する。広報内容は、次のとおりである。

- 1 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- 2 大雨、台風期には、災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を2階に移動させる。
- 3 避難者は、2食程度の食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。
- 4 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する。
- 5 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- 6 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- 7 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に整備しておく。
- 8 その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

### 第5 避難勧告、指示の伝達方法

避難の事前準備又は避難の勧告・指示を発令した場合は、市長は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、直ちに次の方法により当該地域の住民に伝達広報を行い周知徹底を図る。

#### 1 広報車による伝達

市、消防機関等の広報車や警察署のパトカーにより、関係地域を巡回して伝達する。

#### 2 警鐘、無線吹鳴装置等による伝達

警鐘、サイレン等を鳴らして伝達、周知する。

資料編 無線サイレン吹鳴装置設置場所一覧
----------------------

#### 3 町会、自治会による伝達

当該区域の町会、自治会を通じて住民に伝達する。

#### 4 伝達員による戸別訪問

その他上記による伝達が不可能な場合あるいは夜間停電時及び豪雨、暴風雨の場合には、警察官、消防団等に協力を依頼し、戸別訪問により伝達、周知させる。

### 第6 避難の勧告、指示の内容

避難の勧告、指示をする場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- 1 避難勧告・指示者名
- 2 避難対象地域
- 3 予想される災害危険及び避難理由
- 4 避難先

## 5 避難経路

## 6 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

# 第7 避難の方法

## 1 避難者の誘導

- (1) 避難者の誘導は、消防本部が消防団及び和泉警察署と連携をもって行い、町会、自治会を単位とした集団避難を心がけるものとする。補助誘導員として町会、自治会の協力を得て、安全と統制を図り実施するものとする。
- (2) 避難路については、緊急時の混乱を避けるため、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導標識、誘導ロープの設置、また夜間においては可能な限り投光機、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。
- (3) 避難に当たっては、携帯品を必要最小限度に制限し、早期に避難を完了させるものとする。
- (4) 災害が広範囲で大規模な移送を要し、市では対応不可能なときは、府に協力を要請する。

## 2 避難の優先

避難に当たっては、病弱者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び以上に必要な介助者等の避難を優先する。

## 3 避難者の確認

- (1) 避難の勧告、指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに和泉警察署等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出するものとする。
- (2) 避難の勧告、指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、和泉警察署に連絡する等、必要な措置をとる。

# 第8 知事への報告

市長は、避難の勧告又は指示を行ったときは、速やかに知事に報告するものとする。

# 第9 関係機関への連絡

## 1 施設の管理者への連絡

市の避難所として指定している学校長に、事前に連絡し協力を求める。

## 2 和泉警察署、消防本部等への連絡

避難住民の誘導、整理のため、和泉警察署、消防本部等の関係機関に勧告・指示の内容を伝えるとともに協力を求める。

## 3 近隣市町村への連絡

地域住民が避難のため、近隣市町村内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合には、近隣市町村に対して連絡する。

# 第10 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

なお、警戒区域の設定については、和泉警察署、消防本部等関係機関と連絡調整を図っておくものとする。また、警戒区域を設定した場合には、退去の確認を行うとともに、縄を張るなど立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、和泉警察署の協力を得て、可能な限り防犯等のパトロールを実施するものとする。

## 警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第73条
警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者が、その場にいる場合	災害対策基本法第63条
消防職員又は消防団員	水災除く災害	火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。（消防警戒区域）	消防法第28条、第36条
消防長又は消防署長	ガス、火薬、危険物の漏えい等	火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき設定する。（火災警戒区域）	消防法第23条の2
消防職員又は消防団員	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。（水防警戒区域）	水防法第14条

### 第11 避難所の開設等

#### 1 避難所の開設

市長は、自ら避難の勧告、指示を行ったとき、又は、住民の自主的避難が予想されるとき、その他必要と認めるときは、避難所運営マニュアルに基づき、直ちに指定避難場所から必要な施設を選定し、避難所を開設するものとする。

なお、避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者など関係機関への要請や、必要によっては屋外避難所の設置、また府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

#### 2 避難収容の対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。

イ 現に災害を受けた者であること。

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

ア 避難勧告・指示が発せられた場合

イ 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(3) その他避難が必要と認められる者

#### 3 避難所の管理

(1) 市は、避難所の開設が必要と認めた場合、速やかに避難所担当職員を派遣し、避難所の運営管理にあたらせる。

(2) 避難所担当職員は、避難所を開設し避難住民を収容したときは、避難状況を把握する。

(3) 避難所責任者は、次の事項を直ちに本部に報告する。

- ア 避難所を開設したとき。
- イ 避難者を収容したとき。(避難者名簿作成)
- ウ 避難者に傷病等が発生したとき。
- エ 避難者全員が退出又は転出したとき。
- オ その他報告を必要とする事項が発生したとき。

#### 4 避難者の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛けるものとする。また、市は、応急対策の実施状況・予定等の情報、また混乱防止のための避難者心得について避難住民に掲示し、人心の安定を図るものとする。

- (1) 避難者による自主的な運営
- (2) ごみ処理等生活上のルールへの遵守
- (3) 災害時要援護者への配慮
- (4) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

#### 第12 避難者の他地区への移送

- 1 市長は、避難者の生命、身体保護のため移送を必要とするときは、市有の車両あるいは借上車両等により避難者を移送するものとする。移送を行うに当たっては、和泉警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の整理、警戒等の措置を要請するものとする。
- 2 市長は、被災地域が広域にわたり、市の地域内に予定した避難所が使用できなくなったため、他の市町村に移送する必要がある、かつ自己の能力で処理できない場合は、近隣市町村並びに府に応援を要請するものとする。

#### 第13 避難所の閉鎖

- 1 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- 2 市長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難なものがある場合は、避難所を縮小若しくは他の公共施設等に移して存続させるなどの措置をとるものとする。

#### 第14 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校、保育園、社会福祉施設、病院等、集団避難を必要とする施設にあつては、日頃から市、消防本部、警察署等関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。特に高齢者、障害者等についてその活動能力等を充分配慮した計画を定めるものとする。

- 1 避難実施責任者
- 2 避難の時期(事前避難の実施等)
- 3 避難の順位
- 4 避難誘導責任者・補助者
- 5 避難誘導の要領・措置
- 6 避難者の確認方法
- 7 家族等への引き渡し方法
- 8 登下校時の安全確保(緊急通学路の指定)
- 9 通学路周辺の危険箇所の把握(ブロック塀等の危険性)

資料編 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準  
指定避難場所一覧